

第2回検討会における各委員からの意見等

- どこまで利用者の自己責任としてチェックしなければいけないのかを議論しておく必要があるのではないか。
- なるべく簡単にチェックして、使ってみて、悪ければ契約を解消するということでよいのではないか。
- ケアマネジャーがある程度お手伝いをしてやっていくことも想定しながら、チェックリストを作ってはどうか。
- アメリカ流に言えば ver.1.0 が必要なのであって、完成形を目指すと永遠にできなくなってしまう。
- 柴田委員、上野委員、木間委員と事務局でチェックリストの原案を作成して、次回検討会ではこの原案について議論をお願いするということはどうか。

チェックリストの構成について

－第1回検討会の議論等から－

- 主として利用者自身、或いはその家族が事業者に対して質問するなどの形で活用するためのチェックリストという観点からは、チェック項目を細かく、数多く作るのではなく、なるべく少な目としてはどうか。
- 訪問介護又は訪問看護の中で行われる入浴や排せつの介助、健康チェックなど、個別具体的なサービス行為ごとにチェック項目を設定するよりも、訪問介護又は訪問看護として行われるサービスにある程度共通するような、例えば「サービスの手順や内容に関する情報提供の有無」など、なるべく簡単なものとしてはどうか。
- 利用者の選択の観点から、苦情の内容などに照らして考えると、チェック項目は、大きく分けて概ね以下のような分野に関するものでよいのではないか。
 - ・契約手続き
 - ・サービス利用手続き
 - ・サービス体制
 - ・サービス内容
- チェックリストの質問の立て方として、実際に活用する利用者に分かりやすくする工夫が必要。